

法令名	森林法
根拠条項	第13条
処分の概要	森林経営計画の変更に関する通知
法令の定め	<p>(森林経営計画の変更に関する通知)</p> <p>第13条 市町村の長は、第11条第5項の認定に係る森林経営計画（その変更につき前条第3項において読み替えて準用する第11条第5項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるときは、当該森林経営計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林経営計画を変更すべき旨を通知しなければならない。</p> <p>(数市町村にわたる事項の処理等)</p> <p>第19条 森林経営計画の対象とする森林の所在地が2以上の市町村にわたる場合には、第11条から第13条まで及び第15条から第17条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。</p> <p>1 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が1の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県知事</p>
処分基準	<p>1 法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、当該森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合。</p> <p>2 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第11条第5項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合。</p> <p>3 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第11条第5項第8号に規定する要整備森林に係る要件に適合しなくなったと認められる場合。</p> <p>4 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合。</p>
処分担当課	水産林務部林務局森林計画課計画推進係 (電話番号：011-231-4111 (内線28-529)) 各(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係・主査(林務)(電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	<p>問い合わせ先は、森林経営計画の対象とする森林の全部が1つの(総合)振興局管内にあるときは(総合)振興局産業振興部林務課であり、2つ以上の(総合)振興局にわたるときは水産林務部林務局森林計画課である。</p> <p>(公表アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/index.html)</p>